

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する修正案

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案の一部を次のように修正する。

第三条のうち第三章第三節第二款のうち第三目を第四目とし、第二目の次に一目を加える改正規定のうち第二十五条の三中「十五人」を「二十人」に改め、第二十五条の五第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 地方公共団体の長又は議会の議長若しくは議会の連合組織が推薦した者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

第三条のうち第三章第三節第二款のうち第三目を第四目とし、第二目の次に一目を加える改正規定のうち第二十五条の五第三項中「及び第五号」を「から第六号まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第五号に掲げる議員のうちには、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）がそれぞれ推

薦した者を含まなければならない。

第三条のうち第三章第三節第二款のうち第三目を第四目とし、第二目の次に一目を加える改正規定のうち第二十五条の六第一項中「前条第一項第五号」の下に「及び第六号」を加え、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

附則第三条の次に次の一条を加える。

（地域主権戦略会議における調査審議等の特例）

第三条の二 地域主権戦略会議は、地域主権改革に関する基本的な方針のうち、基礎的な地方公共団体を包括する広域の地方公共団体の在り方に関するものについては、できるだけ速やかに、調査審議し、内閣総理大臣に意見を述べるものとする。

附則に次の一条を加える。

（地方分権改革推進委員会の勧告に即した措置の実施）

第四十四条 政府は、旧地方分権改革推進法（平成十八年法律第百十一号）第九条の規定により置かれていた地方分権改革推進委員会による同法第十条第一項の勧告において、地方公共団体に対する地方自治法第

二条第八項に規定する自治事務の処理又はその方法の義務付けに関し、具体的に講ずべき措置が提示された事項及び見直し措置を講ずべきものとされた事項のうち、この法律において措置が講じられていないもの（他の法律において措置が講じられたものを除く。）について、できるだけ速やかに、当該勧告に即した措置を講ずるものとする。



この修正の結果必要となる経費

この修正の結果必要となる経費は、平年度において約八百万円の見込みである。